

閉会中の議員研修会等への議員派遣に関する決議

本議会は、閉会中に下記のとおり、研修会等へ派遣することを決議する。

記

1. 派遣の目的

- (1) 沖縄県市議会議長会主催による議員研修会
- (2) 南部市町村議会議長会主催による議員研修会
- (3) 本市及び本議会主催による議員研修会

2. 場所

- (1) 派遣場所については、議長に一任する。

3. 期間

- (1) 議員の任期中

4. 設置根拠

- (1) 地方自治法第100条第13項及び豊見城市議会会議規則第160条